

第 529 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和 2 年 8 月 3 日 (月) 13:26 ~ 14:20

場所

広島合同庁舎 2 号館 6 階 第 7 号会議室

出席者

【公益代表委員】

三井会長、井上(道)委員、岡田委員、酒井会長代理

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、角委員、橋本委員

【使用者代表委員】

池久保委員、石井委員、中野委員、藤本委員、吉田委員

【関係者】

三宅参考人、森岡参考人、上関参考人、門田参考人

門支援アドバイザー(雇用対策課)、木下係長(雇用環境均等室)

【事務局】

中山広島労働局長、巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、
坂本賃金指導官、小松専門監督官、福丸専門監督官

議題

- (1) 広島県最低賃金専門部会の設置について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について
- (3) 生活保護水準との乖離状況について
- (4) 令和 2 年度地域別最低賃金改定の目安について
- (5) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは、若干早うございますけれども皆様お揃いになりましたので、只今から第 529 回広島地方最低賃金審議会を開会致します。本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 4 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 13 名の委員にご出席を頂いております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の要件を満たしておりますので、本審議会は、有効に成立、開催されていることをご報告申し上げます。また、本審議会の公開につきまして、去る 7 月 20 日から 27 日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴を希望される方が 8 名おられました。このうち 5 名の方が本日の審議会を傍聴されておりますので併せてご報告致します。傍聴さ

れる方々は、事前にご説明しております遵守事項に従って頂きますよう、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります前に中山広島労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○中山広島労働局長

中山でございます。漸く梅雨も明けまして、毎日、寝苦しい夜が続いており、また、残念ながら県下に於いては広島や福山を中心に新型コロナウイルス感染者の数がうなぎ登りでございます。健康確保には、是非とも、先生方、ご留意を願います。そして、今年の最低賃金でございますが、去る7月22日に中賃で目安に関する答申が纏められましたけれど、この中では金額について示されないと、言わば異例の事態になっていると。しかしながら公益の見解が示されていると、こういった状況になっている訳でございます。その中で例年と違った形でこれから審議を進めて頂くということになりますけれども、例年に増して丁寧且つ的確なご審議をお願いしたいと思います。

また、冒頭申し上げましたような状況でございますが、非常に体調管理に色々と留意をする必要があるかと思いますが、事務局の方でも感染防止対策等には全面的に配慮をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○吉川賃金室長補佐

本日の配布資料について、ご説明致します。ファイル資料ですけれども、本体資料と別冊資料及び追加資料の3部に分けております。1部目は本体資料でございます。資料1から13まで、2部目は黄色の紙で仕切られている別冊資料です。前回の第528回の本審から1か月が経過しておりますので、経済関係の最新版の資料をご用意させて頂いております。資料1から7まででございます。そして3部目が追加資料でございます。意見関係について付けさせて頂いております。以上です。揃っておりますでしょうか。それでは、これより議事に入りますので、三井会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○三井会長

はい、分かりました。それでは、これより議事を始めます。まず、議事(1)の「広島県最低賃金専門部会の設置」についてでございます。事務局より説明をお願い致します。

○吉川賃金室長補佐

はい、第528回広島地方最低賃金審議会における改定決定の諮問を受けまして、令和2年7月3日付けで専門部会委員の推薦公示を行ないましたころ、労働者代表委員については5名、使用者代表委員は3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、資料1の2広島県最低賃金専門部会委員名簿のとおり、7月21日付けで任命させて頂いておりますので、ご報告致します。

○三井会長

はい。只今の「広島県最低賃金専門部会の設置について」の事務局からの説明について、何かご質問等がございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

特にご質問等もないようですので、広島県最低賃金専門部会の設置が報告されましたので、専門部会での慎重な調査審議をお願いしたいと思います。

次に議事(2)でございますが、「広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について」ということで、事務局からご説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい、それでは関係労使からの意見の申出についてご説明致します。最低賃金法第25条第5項に基づき、令和2年7月3日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、団体・個人を含め最低賃金の改正に関する8つの意見等の提出がありましたので、ご報告致します。お手元の追加資料をご覧ください。別冊資料2というものでございますけれども、追加資料につきましては、広島弁護士会会長から会長声明、広島合同労働組合・生協ひろしまパート支部事務局長森岡朋子様から陳述申入書、意見書、広島県労働者学習協議会会長から意見書、岡崎徹様から陳述申入書、意見書、郵政産業労働者ユニオン中国地方本部広島県協議会事務局長上関英穂様から陳述申入書、意見書、大内理枝様から陳述申入書、意見書、広島県労働組合総連合・門田勇人様から陳述申入書、意見書、三宅敏明様から陳述申入書、以上が団体又は個人からの意見書でございます。また、広島県労働組合総連合会から、「全国一律最低賃金制の実現、最低賃金を1,400円以上に引き上げ、中小企業への支援策の拡充を求める要請書として、1,478筆の署名が提出されておりますことをご報告致します。さらに、令和2年2月25日に広島地方最低賃金審議会あてに日本弁護士会会長から全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明が提出されております。そして、6月10日には全国労働組合総連合中国ブロック協議会議長・広島県労働組合総連合議長から最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制確立を求める要請書が提出されております。こちらは、広島労働局長あてではございますが、最低賃金審議会の委員任命と審議会開催に関する要望も含まれております。これらの取扱いにつきましては、会長ともご相談させて頂き、意見書・声明文についてはその写しを各委員に配布することについてのご了解を頂いておりますので、そのような取扱いをさせて頂いているところでございますが、意見陳述の申入れにつきましてはどのように対処させて頂くのがよろしいでしょうか。

○三井会長

はい、関係労働者から本審議会に対しまして、意見陳述の申入れがあったのであれば、最低賃金法第25条第5項に基づきご意見をお聞きしたいと思います。意見陳述につきましては、各自4分以内でお願いしたいと思います。

○狭間賃金室長

分かりました。

○吉川賃金室長補佐

それではですね、まず、広島市教職員組合ヒロシマ労連の三宅敏明さんから意見の陳述をお願い致します。

○三宅参考人

労働者の労働条件の向上と県民経済の健全な発展に向けてご尽力頂いている広島地方最低賃金審議会の委員の皆様には敬意を表します。私は広島市教職員組合ヒロシマ労連の三宅と申します。今日は発言の機会を与えて頂きありがとうございます。それでは意見を申し上げます。コロナ禍で実質賃金が急低下しました。日本という国はどこまで労働者を痛めつければ気が済むのかと労働者の悲痛な叫び声が聞こえてきます。私たちの生活を支えてくれる第一線で活躍しているスーパー、コンビニ、ホテル、飲食業、医療、介護、福祉などコロナ禍の中で仕事を休まず支えるエッセンシャルワーカーの労働者は最低賃金ギリギリです。厚労省審議会の最低賃金引上げ目安無しの答申は体を張って感染と闘っている者には受入れ難いものです。感謝と言うなら賃金を上げろ、これが労働者の声です。ジェット機を飛ばしたり拍手をして感謝を表すのも良いですが、人間らしい生活を送るために最低賃金を引き上げてエッセンシャルワーカーの賃金を主張すべきです。ある福祉労働者は、初任給が最賃 860 円で人が集まらない、921 円まで昇給したがコロナで手取り 10 万円を切ったと訴えます。社会を支える労働者が安心して暮らせることはコロナ対策にとっても急務ではないでしょうか。最低賃金引上げは大企業 450 兆円もの内部留保を還元で対応すべきだ、これは誰が言っているのでしょうか、自民党最賃議連が 6 月にまとめた緊急提言に大企業の内部留保に注目することも有り得ると言及しています。自民党内に全国一律性の確立を求める議員連盟が去年誕生するなど、与野党を超えた動きとなっております。生計費に地域間格差が無いことは全労連調査でも明らかになっています。また、地元広島でも単身者の月ごとの生計費調査をヒロシマ県労連が行いました。人前に出て恥ずかしくない生活にはどれ位必要か、所謂最低生計費調査です。2019 年 11 月には若者の単身世帯に対して実施しました。昼食はコンビニ弁当、たまには外食、夕食は自炊、月 5 回外食、飲み会は 2 か月に 1 回にする、スーツは 1 枚で 4 年間着る。この様な男性で月 23 万 9,650 円支出。厚生労働省が月 173.8 時間で計算しているので時給 1,379 円になります。女性の場合はどうか、朝夕は自炊が基本、休みのランチは 1,000 円程度が月 3 回、食器類は百均で揃える、スマホは月 8,000 円、WiFi は無し、それでも月 24 万 185 円、時給に直せば 1,382 円。これより時給 1,400 円は必要だという事が今回の調査で分かりました。私たちは最低賃金を全国どこでも直ちに時給 1,000 円に引き上げ、速やかに 1,400 円、そして勤労統計の月 155 時間で換算すると 1,500 円以上にすることを求めます。これが人間らしい生活を送るための最低限の要求なのです。全国一律最低賃金制の確立や最低賃金の引上げを求める意見書・決議は 851 自治体で可決されており、世論が広がり最低賃金の引上げの声もどんどん広がりつつあります。最後に私たちはコロナ禍の不況の下でも人間らしい生活を送るために最低賃金を引き上げてください、そして全国で最低生計費の格差が無いので一律の最低賃金制を

確立して下さい。以上2点をお願いします。審議会の積極的な運営をお願いして意見とします。ありがとうございます。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。続きまして、ヒロシマ合同労働組合生協広島パート支部事務局長森岡朋子さんからお願い致します。

○森岡参考人

失礼します、生協ひろしまパート支部事務局の森岡と申します、よろしく申し上げます。広島県最低賃金改定決定審議にむけた意見書としまして、新型コロナウイルス感染拡大のなか、補償制度が不十分なまま、各企業へ営業自粛要請が行われた結果、非正規労働者を中心に収入の激減や雇止めなど低賃金労働者の暮らしが直撃されました。2019年11月に金融広報中央委員会が発表した2019年家計の金融行動に関する世論調査によると、金融資産非保有世帯、貯金ゼロ世帯ですが、の割合は単身世帯38%、2人以上の世帯23.6%と約3割の世帯に貯蓄がないと報告されています。新型コロナウイルスの影響により収入が途絶えた蓄えのない世帯にとって深刻な状況となっています。政府は当初、雇用調整助成金の支給額1日8,330円を上限にするとしましたが、この額は8時間労働の時給換算で1,041円であり、東京の最低賃金1,013円とほぼ同額でした。しかし、この額ではあまりにも低すぎるとの国民の声により、15,000円上限に引き上げられることになりました。このことで東京の最低賃金1,013円では憲法25条で保障されるべき健康で文化的な最低限度の生活ができないということが証明されました。2020年4月4日、加藤厚生労働大臣から最賃審議会で生計費資料として扱っているのが標準生計費との答弁がありました。しかし、標準生計費は名古屋より鹿児島が高いなど、杜撰な数字です。解決策としてはデータに基づいた最低生計費試算調査結果を使うべきだと思います。最低生計費試算調査結果はリーフレットをご覧頂ければ載っております、よろしくお願い致します。

コロナ禍の状況では、最低賃金引上げは中小企業には困難との意見もあります。そこで中小企業への融資、仕事起こしや単価改善に繋がる施策を拡充することを求めます。公正取引の確立の点からみても最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減、賃下げが押し付けられないように適正利潤を含んだ単価を実現させることは重要です。中小企業負担を軽減するための直接支援としては、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現することや中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払遅延等を無くすために中小企業憲章を踏まえた中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正することを検討して頂くことをお願いし、最低賃金審議会への意見とします。以上です。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。続きまして、郵政産業労働者ユニオン中国地方本部上関英穂さんからお願い致します。

○上関参考人

郵政ユニオンの上関と申します。本日は発言の機会を頂きまして、ありがとうございました。先日出しました意見書を報告する形で申述したいと思っております。コロナウイルスが猛威を振るい、多くの方が仕事が出来ない状況に追い込まれ、社会全体が大変な不況に陥ろうとしている中、私たち郵便局で働く者が感染の恐怖に晒されながらも普段とあまり変わりなく仕事が出来ていることに感謝の念を抱いているところです。また、日本郵政グループという巨大な組織が単にサービスを提供するというだけでなく、こういう時だからこそ社会に貢献できることももしあるとすれば、それは決して小さなものではないというふうに個人的には思っています。かんぽ生命問題など大変な不祥事を引き起こしており、民営化された会社とその事をどれほど本気で考えてくれるかは分かりませんが、中央本部とも相談しつつ誰のための郵政事業かを今一度会社に問いかけが出来ればと考えています。国民の借金ともいえる国の借金が毎年何兆円、何十兆円と膨らんで行く一方で、大企業の内部留保が同じような規模で増え続けて行ったことを私達は見過ごすことは出来ません。不採算部門を下請化や部外委託によって中小零細や取引業者に押し付け、労働力を買い叩いて来た結果であることは明らかです。コロナ危機に直面した今、税金や営業利益を投入すべき場所は、操業もままならず苦境に立たされた中小零細事業者や個人事業者であり最低賃金の額に大きく影響を受けている労働者であることは誰の目にも明らかです。そこにお金が回るだけで所得税や住民税、消費税など、国や自治体の収入も増えます。また、憲法第25条第2項は、国民生活を向上させるための国の努力義務を規定しておりますが、賃金の引上げによって個人として出来る事が広がれば、国や自治体の負担が減っていきます。このことが行き詰った社会や経済を健全な方向に向かわせるものと考えます。私の職場では若い人が本当に少なくなりました。結婚したとか子供が生まれたとかいう話をもう何年も聞いておりません。このまま皆老いて行くのかよ、という思いが頭をよぎっております。このコロナ不況の中にあっても元気に働いている郵便局でさえ広島未来はここにあるとはとても言える状況にはありません。何かが間違っています。今年は賃金を据え置きなどという夢も希望も無い話は暮らしの危機に瀕した労働者に対して余りにも無責任です。コロナによって大きな変革が迫られた今だからこそ、未来にゆとりを見出せるような大幅な引上げ額を示して欲しいというふうに思います。地方に活力を戻すためにも全国一律最賃に向かって大きく踏み出す答申をお願いします。以上です。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。最後になりますけれども、広島県労働組合総連合事務局長門田勇人さんからお願い致します。

○門田参考人

よろしく申し上げます。県労連の門田です。今日、資料としてお配りされているかどうか、カラーのリーフレット、もし取られている方がいらしゃったら見て頂ければ、一つは、後で生活保護との乖離についてありますけれども、厚生労働省は173.8で計

算されている、国が出している毎勤統計では正規の労働時間は 155 時間、正規が 155 時間なのに最低賃金を考えるのが何故正規より 20 時間近く高いか、そういう改竄とまで言いませんけれども厚生労働省はキチンとした資料を出して頂きたい。先程三宅さんとか森岡さんがお話ししましたが、問題が幾つかあります。一つ目が私たちがやった生活保護試算調査、この調査は勝手にやったのじゃなくて大学の先生の、文科省の補助金を頂いている先生の指導の下に行っている。今日、お配りされている意見書の 4 ページにも私達のやった試算調査の結果が引用されているとおり、こういったものだと見て頂ければ。広島県でいうと私達のやった最低生計費は時間換算で 1,379 円、しかし広島県最低賃金は 871 円、私達の試算調査を 100 とすると今の最低賃金のレベルは 63 にしかない、現在で。二つ目は全国の格差の問題、一番低い青森と比較すると最低生計費の試算は東京を 100 として青森は 87、しかし最低賃金はさらに広がって東京を 100 としたら 78 なんです。だから生活実態より最低賃金の格差が大きいというのが問題なんです。1990 年当時が一番上と一番下は 15 ポイントでしたから、この 30 年間に格差が縮まるどころか、開いている、開いているっていうのが東北を中心として自治体が全国一律最賃移行、自治体の意見としてあげている、そういった根拠になっているというふうに思います。厚生労働大臣も生計費は標準生計費としている言葉をお借りすると広島は 126,194 円ですから、厚生労働大臣は広島県の生活が時間額 726 円がいい、まあそういった計算になる。この最賃の指標、纏めたと聞いていますけど、是非、この最低生計費試算調査を指標に入れて頂きたい、そう思っています。最後に、今回専門部会の傍聴が可能となりました、全国で 12 番目、中国地方で 3 番目なんです。意見書のこういった陳述は 28 の都府県で行われています。最低賃金の審議経過とともに公開の原則等で一定の資料の作成を全国に先駆けて広島で行って頂きたい、という事を申し上げて意見とさせて頂きたい。以上でございます。

○三井会長

はい、ありがとうございます。只今、4 名の方から貴重なご意見を述べて頂きました。また声明、要請、署名等の提出もございましたけれども、これらの内容につきましては、今後の審議において参酌させて頂きたいと思っております。それでは続きまして、議事(3)「生活保護水準との乖離状況」について事務局から説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

それでは説明させて頂きます。生活保護水準との乖離状況についてご説明致します。お配りしております資料 3 の 13 ページからが生活保護と最低賃金となっております。14 ページと 15 ページをご覧下さい。この資料は、平成 30 年度の生活保護費と最低賃金額との比較を行ったものです。ちなみに広島県の生活扶助基準額は資料 4 通し番号 17 ページのとおりです。令和元年改正後の広島県最低賃金との乖離額は、資料 3 通し番号 16 ページ都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析の左側から 3 列目最新の乖離額に示されておりますように、マイナス 143 円、

つまり最低賃金が生活保護水準を 143 円上回っており、最低賃金と生活保護費との乖離、逆転現象は生じていないものでございます。

○三井会長

只今の事務局からのご説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい。特にご質問等もないようですので、続いて議事の(4)「令和2年度地域別最低賃金改定の目安」につきまして、事務局から説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい。それでは、令和2年7月22日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、令和2年度地域別最低賃金額改定額の目安についての答申が出されましたので、ご報告申し上げます。資料12の1通し番号165ページをご覧ください。

中央最低賃金審議会目安小委員会では、累次に亘る真摯な議論が展開された結果、7月21日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けまして、7月22日に中央最低賃金審議会会長から加藤厚生労働大臣に対して令和2年度地域別最低賃金改定額の目安額が答申されました。

答申文を読み上げますと、1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった、2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする、3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである、4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する、5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。この答申には資料No12の2、次のページでございますけれども、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」と、171ページになりますが、資料No12の3「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」が添付されており、労・使それぞれの見解につきましては、小委員会報告の項目2及び項目3に記されておりますのでご覧頂ければと思います。続いて、小委員会報告の項目4、5にかけてでございますが、168ページでございますが、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるには至らなかったものの、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、目安に関する公益委員見解として地方最低賃金審議会に示

すよう総会に報告することとした、とありまして、168 ページの下段にあります。記 1 には、令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する、と取りまとめられました。以上、中央最低賃金審議会における目安答申の概要についてお伝えいたしました。

続きまして、本年 6 月に実施しました令和 2 年度最低賃金実態調査結果の概要につきまして、小松よりご報告いたします。

○小松専門監督官

それでは私の方から、本年 6 月に実施致しました賃金改定状況調査の調査結果につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。主に労働者数が 30 人未満の企業を対象として行いました賃金改定状況調査の結果についてでございますが、全国の賃金改定状況調査結果の状況につきましては、資料 2 通し番号 3 ページ「令和 2 年賃金改定状況調査結果」に掲載しております。このうち第 4 表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」につきましては、通し番号 8 ページから 9 ページのとおりでございます。以上でございます。

○三井会長

はい、ありがとうございます。只今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

特にご質問等もないようでしたら、この目安答申につきまして、各側から、それぞれご意見がございませうでしょうか。まず、労側はいかがでしょう。

○橋本委員

特にございません。

○三井会長

はい。使側、如何でしょうか。

○中野委員

ございません。

○三井会長

はい。両側、特に無いという事でございまして、今後の専門部会の審議におきましては、この目安額、示されなかったんですけども、参考とした調査審議をお願いしたいと思います。それでは、次に議事(5)「その他」に移ります。事務局からご説明をお願いします。

○狭間賃金室長

はい。最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策についてです。本日、資料 10、通しページで申しますと 67 ページをご覧ください。緑色の業務改善助成金のご案内というリーフレットをお付けしてございますが、この業務改善助成金等のご案内、そして、その次の資料 11、通し番号 73 ページから始まりますが、キャリアアップ助成金のご案内をお付けしております。賃金引き上げのための支援策としてキャリアアップ助成金、業務改善助成金等の概要、また、支給要件及び具体的な活用事例について説明させて頂きたいと思います。本日、広島労働局職業安定部雇用対策課から門龍二郎事業主支援アドバイザー、また、広島労働局雇用環境均等室から木下美礼助成金第2係長にお出で頂いておりますので、説明の時間を頂いてよろしいでしょうか。

○三井会長

はい、結構です。それでは、最初に広島労働局職業安定部、次いで雇用環境均等室の順でお願いしたいと思います。

○門アドバイザー

広島労働局職業安定部雇用対策課の門と申します。私からは国の助成金でありますキャリアアップ助成金の説明させて頂きます。資料としてキャリアアップ助成金のご案内というパンフレットとポイントを記載したレジユメを用意しましたので、ご覧頂きながらお聞き下さい。キャリアアップ助成金には有期雇用労働者やパート社員、派遣社員といった所謂非正規雇用労働者に対して正社員化や処遇改善などの取組みを実施した事業主に対して助成する7つのコースの助成金制度があります。本日はこれらのコースのうち最低賃金の引上げ対応を支援するために関わる助成金である賃金規定等改定コースと正社員化コースについて説明させて頂きます。まず、パンフレット、キャリアアップ助成金のご案内の31ページ、賃金規定等改定コースの説明が記載されていますのでご覧下さい。本コースは全ての非正規雇用労働者又は雇用形態別や職種別などで区分した一部の非正規雇用労働者の基本給の賃金規定を2%以上増額改定し昇給させた事業主に支給されます。ここで、対象となる労働者は、増額改定の3か月以上前から増額改定後6か月以上継続して雇用されている有期雇用労働者等であることです。全てのと一部のとありますが、全てのとは事業所に雇用される非正規雇用労働者の全員に適用する賃金規定等を改定した場合の事であり、一部のとは、例えば職種が営業職と事務職があった場合、営業職のみを改定する場合など、職種別の

区分ごとに改定する場合。合理的な区分の無い特定の非正規雇用労働者のみを改定した場合には対象となりません。支給額は、全ての賃金規定等を改定した場合と一部の賃金規定等を改定した場合で中小企業か大企業であるか、生産性の向上があるかに応じて助成額は定めてあります。生産性を向上させた場合には助成額は加算されます。31 ページの支給額の枠の 1 と 2 に助成額は記載してあります。また、中小企業においては、3%以上増額改定した場合、また、5%以上増額改定した場合には、更に職務評価の指標の活用により処遇改善を実施し、増額改定した場合も加算があります。職務評価については 36 ページ、37 ページに詳しい事が書いてあります。賃金規定等改定コースのご利用に際して、対象労働者及び対象事業主には所定の要件があります。これらは 31 ページから 33 ページに主な要件が記載されています。次に、本年度の最低賃金の引上げに向け、賃金改定等を取り組む場合の申請までの流れについて説明します。事前手続きとして賃金規定の改定又は新たな作成までにキャリアアップ計画書を作成して提出しておく必要があります。そして賃金規定等を改定又は新たな作成して 2%以上の賃金の昇給を実施致します。そのうえで対象労働者を 6 か月雇用継続し、6 か月分の賃金を支給した日の翌日から 2 か月以内に管轄のハローワーク又は労働局に支給申請して頂きます。最低賃金の引上げと賃金規定等改定による賃金増額の考え方を説明しますと、最低賃金の発効日以降は最低賃金の引上げ分は賃金規定等の増額分 2%以上に含めないとなっていますので、最低賃金発効日以降は引上げされた最低賃金額から 2%以上の増額が必要となります。よって最低賃金の発効日前日までに賃金規定等を増額改定し賃金を 2%以上昇給した場合は、昇給後の賃金額が最低賃金額を下回ってなければ支給対象となります。続いて正社員化コースについて説明致します。パンフレットの 14 ページから 30 ページに詳しく説明してあります。就業規則などに規定した転換制度に基づき、雇用する非正規雇用労働者を正社員に転換又は有期雇用労働者を無期雇用に転換した場合、或いは受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に助成されます。支給額は 31 ページのとおり転換の形態により中小企業か大企業か、生産性向上があるかどうかに応じて定めてあります。例えば、中小企業で生産性向上がない場合、有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換した場合、1 人当たり 28 万 5 千円となっております。そして、転換要件の一つに転換後の賃金が転換前の賃金と比較して 5%以上増額していることが必要であり、非正規雇用労働者の処遇改善の取組みを実施することにより助成されます。申請の流れとして当該助成金を利用する際においても事前に大まかな取組計画を記載したキャリアアップ計画書を作成し、管轄のハローワーク又は労働局に提出して頂く必要があります。そのうえで年間直接雇用の実施日までに就業規則等に転換制度を規定しておくことが必要となります。その後転換規定に基づき転換や直接雇用を実施のうえ、就業規則に定める労働条件や待遇で労働契約を作成し 6 か月分の賃金を支給後、申請をして頂くこととなります。以上で説明を終わります。

○木下係長

雇用環境均等室の木下と申します。私の方からは資料 11 の助成金のご案内を致します。この助成金について簡単に申し上げますと、中小規模事業者が事業場内の最

低賃金を引き上げて、生産性向上のために設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するというようなものになっています。この助成金の申請件数ですけれども、昨年度、申請が 50 件ございました。例年、全国で見ますと、かなり全国的に上位の申請件数になっています。今年度の要件ですけれども、昨年度から一部拡充しております、昨年度は申請事業場の労働者数が 30 人以下だったんですけれども、こちらが 100 人以下に引き上げられています。ですので、より多くの事業場が対象になったという事になっています。この助成金の受給に関しては、事業場内の最低賃金を引き上げるといふ事が必要なんですけれども、こういった設備投資の内容が対象になるのかという事なんです、昨年度の例からご案内します。例年ですね、POS の導入が多いんですけれども、その他には商品の在庫管理を従来、人で行っていた、そういったようなものをバーコードを読み取って直接パソコン管理するような、方法に変えられたような管理システムに変えられたようなケースも、それがネット対応していなかった、そういったものが対応できるようなシステムに変えられた、そのようなものであったり、というようなものがありました。こういった設備投資のほかに事業場内の最低賃金を引き上げるといふことが必要なんです、広島県内の事業場についてはお配りしているチラシの表で 25 円コース、30 円コースのコース設定がされているんですが、25 円以外の 30 円以上のコースが対象になっています。要した費用、幾らかかったか、引上げ額が幾らかいところと、それから引上げた人数によって助成率が変わってきます。そちらも昨年度までは広島が対象なのは 30 円コースだけだったんですけれども、本年度は 60 円コース、それから 90 円コースも対象となっております、引上げ額と人数によっては助成額もかなり上がって来ています。この助成金の特徴としては助成額を支給して終わりという事ではありません、資料 10 のほうになりますが、こちらの通しでいうと 67 ページ、支給して終わりという事ではなくて、支給後の報告も求めているような助成金になります。仮に賃金の引き下げがあれば支給の取り消し対象になるというような助成金となっております。このほか、賃金引上げに関係する助成金が本年度増えておりますので、そちらのご案内も併せてさせて頂ければと思います。その次の 69 ページ、それから 71 ページになるんですが、そちらが働き方改革推進支援助成金、大まかに言いますと労働時間関係の助成金になりますが、そちらの生産性向上のための設備投資に対する助成金なんですけれども、それに加えて労働者の賃金を 3% 或いは 5% 引き上げた場合に一定額が加算されるというようなオプションが付いている助成金が今年度出来ております。これがお配りしているチラシのなかで労働時間短縮・年休促進支援コース、それから 71 ページの勤務間インターバル導入コース、この 2 つのコースの中に先程の賃金単価の増額が組み込まれました。具体的な額は夫々のチラシの裏面に加算額の表が付いております。大まかな助成金の内容は以上になりますので、今年度も引き続き、助成金の活用によって労働条件の改善を図っているというところになります。ご不明な点がございましたら雇用環境均等室の方へお問い合わせ頂けたらと思います。以上になります。

○三井会長

はい、ありがとうございました。只今の説明に対して、質問等はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

(発言無し)

○三井会長

はい、それでは今後の審議に際しましては、今ご説明のあった支援策等を踏まえつつ、審議を進めていきたいと思えます。その他、事務局から何かございますでしょうか。

○狭間賃金室長

はい、それでは今後の審議会の開催日程についてお伝えいたします。本日このあとから開催されます第1回広島県最低賃金専門部会の審議状況によりましては、本審の開催日程の調整を図らせて頂くことになるところではございますが、事務局の案としましては、各委員のご都合等を勘案いたしますと、次回の本審は8月5日水曜日の午後1時からの開催ということにさせて頂きたく存じますが、いかがでしょうか。只今、事務局案、と申し上げましたように、これはあくまでも現時点での予定でございます。専門部会の審議状況等によっては変更があり得ることをお含みおき頂きたく存じます。なお、日程に変更がある場合は、速やかにお知らせいたします。

○三井会長

ありがとうございました。それでは、次回の本審は8月5日水曜日の午後1時からの開催予定とさせて頂きたいと思えます。但し、事務局のご説明にもあったように、専門部会の審議状況次第では日程がずれることもありますので、各委員におかれましては、この点、あらかじめご承知おき頂きたいと思えます。なお、回りの審議会は、金額審議となりますので、非公開といたします。事務局には開催準備をお願い致したいと思えます。そのほか、何か労側、使側、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。労側、何かございませんか。

○橋本委員

大丈夫です。

○三井会長

はい、使側何かございませんか。

○中野委員

無いです。

○三井会長

はい、事務局、何かございませんか。

○狭間賃金室長
　　ございません。

○三井会長

　　はい、特に無いようでしたら、最後、議事録署名者でございますが、本日の議事録署名者につきましては、労側は国友委員、使用者は藤本委員にお願いを致したいと思います。それでは、これをもちまして第 529 回広島地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。暑い中、皆様、どうも、お疲れ様でございました。

（了）